平成二十年三月作成

多摩市都市計画用途地域地区図

凡例 1

用途地域種別	建ぺイ率	容積率	高度地区	防火・準防火地域	敷地境界線からの水平距離が10m以内の範囲における日影時間	敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲における日影時間
第一種低層住居専用地域	30	60	第一種高度地区		3時間以上	2時間以上
	40	80				
	40	80			4時間 〃	2.5時間 〃
第一種中高層住居専用地域	50	150	第二種高度地区	準防火地域	3時間 〃	2時間 〃
	60	200			3時間 〃	2時間 〃
第二種中高層住居専用地域	50	150	第一種高度地区	準防火地域	3時間 〃	2時間 〃
	50	150			4時間 〃	2.5時間 〃
	50	150	第二種高度地区		3時間 〃	2時間 〃
	60	200			3時間 〃	2時間 〃
第一種住居地域	60	200	第二種高度地区	準防火地域	4時間 〃	2.5時間 〃
第二種住居地域	60	200	第二種高度地区	準防火地域	4時間 〃	2.5時間 〃
	60	200			5時間 〃	3時間 〃
	60	200		防火地域		
	60	200	第三種高度地区	準防火地域	5時間以上	3時間以上
	60	200			5時間 〃	3時間 〃
準住居地域	60	200	第二種高度地区	準防火地域	4時間 〃	2.5時間 〃
	60	200			4時間 〃	2.5時間 〃
近隣商業地域	80	300	第三種高度地区	準防火地域	5時間 〃	3時間 〃
	80	300				
商業地域	80	400		防火地域		
	80	500				
	80	600				
	80	700				
準工業地域	60	200	第二種高度地区	準防火地域	4時間以上	2.5時間以上

用途地域 — 1 — 容積率 / 高度地区 / 建ぺイ率

多摩市街づくり条例（施行日：平成19年6月1日）

概要	誰もが快適で安心して住み続け、魅力あるまちづくりを実現するため、市民が地区計画の申し出や都市計画を提案できる仕組み、事業者が開発事業を実施する際に遵守すべき基準や手続き等を規定
主な規定内容	目的【1条】、基本理念【2条】、街づくり審査会【6条】、都市計画の提案手続き【26条】、開発事業の適用範囲【40条】*、事前相談【41条】、標識設置・届出【43条】、近隣住民への周知【44条】、事前協議書の提出【45条】、調整会【49条】、大規模土地取引行為の届出【60条】*、大規模開発事業の届出【61条】*、勧告【73条】、命令【74条】、公表【75条】
*開発事業の適用範囲【40条】	・開発行為（都市計画法第29条）の許可を要する事業 ・10戸以上の共同住宅等の建築 ・高さが13mを超える建築物の建築 ・延べ面積1,000㎡以上の建築 ・建築基準法第42条1項5号の道路位置指定を伴うもの ・500㎡以上の宅地造成等規正法の許可を要する事業 ・パチンコ、遊技場の不特定多数の利用を目的とした施設等の建築　ほか
*大規模土地取引行為の届出対象【60条】	・5,000㎡以上の土地に関する取引行為（所有権、地上権、賃借権等の移転・設定） ※ 取引行為の3ヶ月前までに届け出ることが義務付け
*大規模開発事業の届出対象【61条】 ※義務対象（事業計画の変更可能な時期）での住民説明会等の義務付け	・3,000㎡以上の開発行為（都市計画法第29条）の許可を要する事業 ・100戸以上の共同住宅、店舗等の建築 ・高さが25mを超える建築 ・延べ面積10,000㎡以上の建築 ・2,500㎡以上の共同住宅、店舗等の建築　ほか

※詳細につきましては、多摩市公式ホームページ（http://www.city.tama.lg.jp/）でご確認ください。

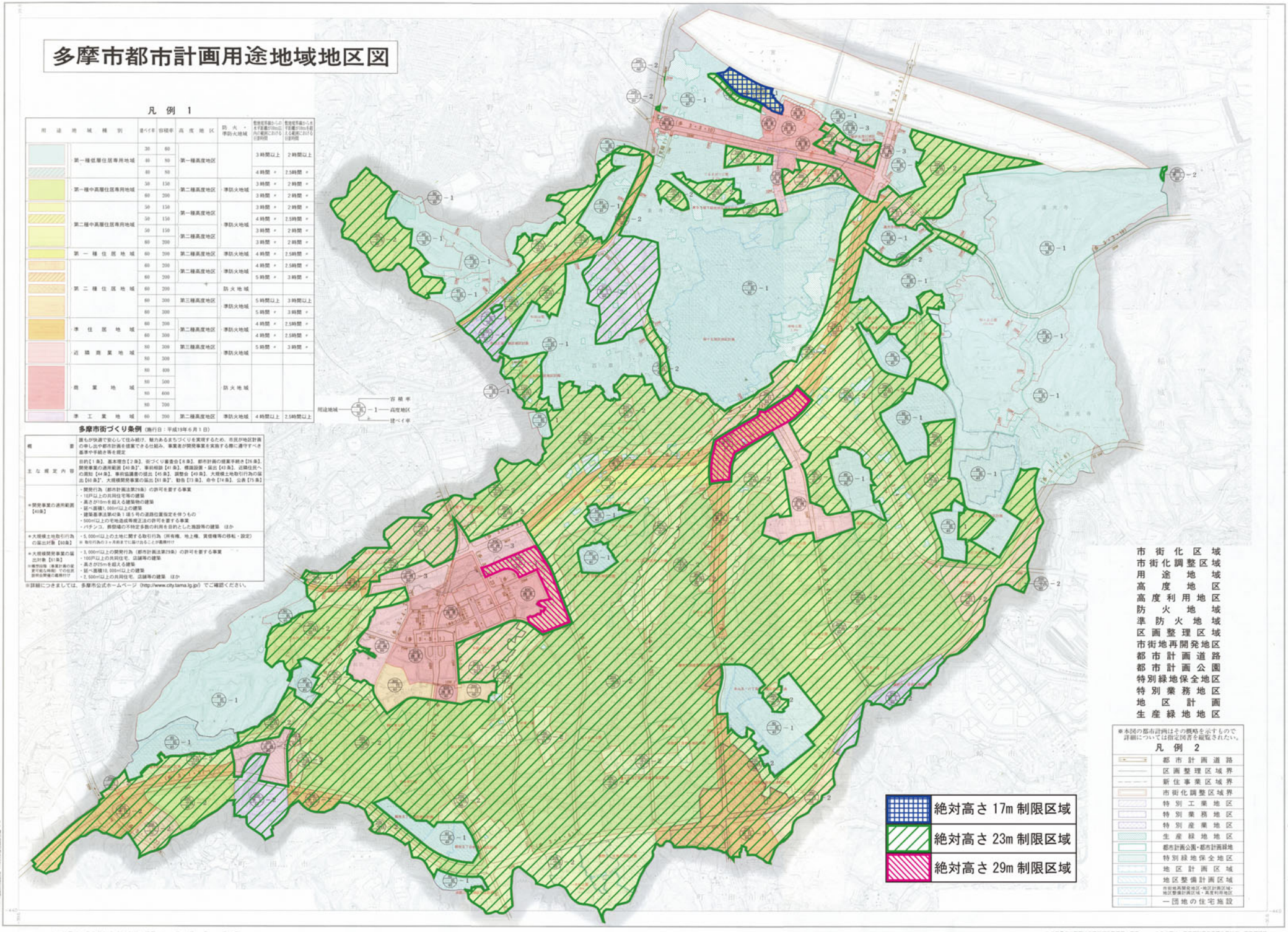

※本図の都市計画はその概略を示すもので詳細については指定図書を縦覧されたい。

凡例 2

- 都市計画道路
- 区画整理区域界
- 新住事業区域界
- 市街化調整区域界
- 特別工業地区
- 特別業務地区
- 特別産業地区
- 生産緑地地区
- 都市計画公園・都市計画緑地
- 特別緑地保全地区
- 地区計画区域
- 地区整備計画区域
- 市街地再開発地区・地区計画区域・地区整備計画区域・高度利用地区
- 一団地の住宅施設

この地図は、東京都1/2,500を縮小編集したものである。

この背景の地形図は東京都市整備局と東京ガスのスキャン2000万画分種を有しています。（承認番号：平成ア元許第345号-2）

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/500分の1の地形図を使用して作成したものである。（承認番号：平成ア元許第345号-2）

多摩市役所